

岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 1 号

岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例

岩手県部局等設置条例（平成12年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局等を置く。</p> <p>[略]</p> <p>復興局</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 部局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局等を置く。</p> <p>[略]</p> <p>復興局</p> <p><u>I L C 推進局</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 部局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>(11) I L C 推進局</u></p> <p><u>国際リニアコライダの建設の実現に係る総合的な企画及び調整並びに施策の推進に関する事項</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和元年 8 月 1 日から施行する。